

共済組合の決定する
年金の手続きについて

筆者プロフィール

長沼明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に「年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？」(2015年、年友企画)、「年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識」(2015年、日本法令)

一元化がスタートして、3か月が過ぎました。

ある共済組合では、一元化後の最初の年金支給日である昨年の12月15日は、電話が鳴りっぱなしだったと言います。一元化の影響で、支給額が減額になった受給者から、「振り込まれる年金額が減っている。間違っているのではないか？」という問い合わせや苦情が大半だったようです。

予想どおりのそれなりの混乱と、必ずしも予定どおりに進んでいないワンストップサービス。徐々に改善されていくとは思いますが、まだまだ手続面では、「これはどうするの？」という手探りの状態が続いています。今月は手続面での情報を共有していきたいと思います。

共済組合からの年金と日本年金機構からの年金を 別々の金融機関に振り込みたいが、どうすればいいのか？ ~年金請求書は1通しかきていない~

(1) 2つの年金を別々の金融機関に振り込むことができますか

▶ 手続き相談事例 ①

昭和30年3月3日生まれの男性です。大学卒業後、2年ほど民間企業に勤め、そののち、市役所に勤務しました。平成27年3月2日に60歳となり、3月末に定年退職しました。

平成28年3月2日に61歳となり、年金の受給権が発生します。共済組合から年金請求書がきましたが、1通しか年金請求書が届きません。

金融機関の口座に年金を振り込むと、定期預金の金利が少し高くなるというので、共済組合からの年金と民間企業に勤めていた分の年金を、別々の金融機関に預けたいと思っています。

具体的には、共済組合からの年金はA金融機関に、国(日本年金機構)からの厚生年金はB金融機関に振り込みたいと考えています。どうすればいいですか？

(2) 最後に加入していた実施機関である、共済組合から年金請求書が届く

一元化後に受給権の発生した特別支給の老齢厚生年金は、ワンストップサービスの対象です。また、平成28年2月1日以後に受給権の発生する、昭和30年2月2日以後生まれの男性については、原則として、最後に加入していた実施機関から、それまで加入した他の実施機関についても印字された年金請求書が1通届くことになっています。

この相談者の場合、最後に加入していたのが、市役所で、市町村職員共済組合ですから、共済組合から、他の実施機関に加入していた記録(民間企業に加入していた一般厚年分)も印字された年金請求書(ターンアラウンド)が、送付されてくることとなります。

【資料1】、全国市町村職員共済組合連合会のHPからダウンロードした年金請求書の見本をみてみましょう。

制度がスタートした当初ですので、一部に戸惑った対応もあるかもしれませんが、徐々に浸透していくと思います。

さて、この相談者の場合、共済組合からの年金は **A 金融機関** に振り込んでもらいたいと希望しているので、年金請求書には、**A 金融機関** の口座番号等を記入します。つまり、年金請求書に記載した金融機関の受取口座に振り込まれる年金というのは、年金請求書を送付してきた実施機関が決定した年金が振り込まれる、ということになっています。

それでは、別の金融機関に振り込んでもらいたい口座番号は、どこに記入すればいいのでしょうか？ それが、窓口で渡された **【資料2】【年金受給権者 受取機関変更届】** の用紙です。実際に **【資料2】【年金受給権者 受取機関変更届】** をみてみましょう。

●資料2 「年金受給権者 受取機関変更届」

年金受給権者 受取機関変更届										平成 年 月 日提出						
届出コード 区分 8 4 1 1		①年金証書の基礎年金番号				受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓		変更する年金を指定する場合は以下に年金コードを記入		②生年月日						
										明治		年		月		日
										大正						
										昭和						
										平成						
受給権者氏名		(フリガナ)								電話番号						
										-						
住所		③郵便番号		④(フリガナ)		都道府県		都市		区町村						
変更後の受取機関		口座名義(カタカナでご記入ください)				金融機関またはゆうちょ銀行の証明				印 ※口座名義を必ず確認してください ※貯蓄口座は振込出来ません。						
1 金融機関		⑥(フリガナ) 金融機関名		銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協		⑧(フリガナ) 支店名		本店 支店 出張所 本所 支所		⑨金融機関コード		⑩預金種別		⑪ 預金通帳の口座番号		
										1.普通 2.当座						
2 ゆうちょ銀行		⑦支払局コード		⑩ 貯金通帳の口座番号				⑨支店コード				⑫変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。⑬口座をお持ちでない方や口座でのお受け取りが困難な事情がある方は、お受け取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。				
		0 1 0 1 6 0		記号(左詰めでご記入ください)				番号(右詰めでご記入ください)								

(4) 【年金受給権者 受取機関変更届】にも金融機関名を記入

この相談者の場合、日本年金機構からの年金は、**B 金融機関** に振り込んでもらいたいということですので、**【年金受給権者 受取機関変更届】** には、**B 金融機関** の口座番号を記入します。

このときに、**【年金受給権者 受取機関変更届】** の上の方にある「変更する年金を指定する場合は、以下に年金コードを記入」欄に、日本年金機構から支給される特別支給の老齢厚生年金の年金コード「**1150**」を記入します。

もし、この相談者に、私学事業団からも受給できる年金があり、それは **C 金融機関** に振り込んでもらいたいという場合は、さらに、もう1枚 **【年金受給権者 受取機関変更届】** をもらい、その用紙の「変更する年金を指定する場合は、以下に年金コードを記入」欄に、私学事業団から支給される特別支給の老齢厚生年金の年金コード「**1140**」を記入すればいい、ということになります。

なお、年金コードについては、本誌2015年9月号『⑤ 新しい年金コードについて ~地方公務員の老齢厚生年金は「1130」~』をご参照ください。

あわせて、振り込む金融機関の支店名・口座番号などがわかる預金通帳(貯金通帳)の写しなどを忘れないように持参してください。

■ 共済組合の年金見込額を知りたいが、どうすればいいのか？ ■ ~年金事務所では共済組合の年金見込額がわかりませんでした~

(1) 年金事務所では共済組合の年金見込額がわからない、と言われた

▶ 手続き相談事例 ②

昭和29年11月30日生まれの男性です。大学卒業後、数年間だけ市役所に勤務し、いまは自営業を営んでいます。ワンストップサービスが始まったということを知り、交通の便のいい年金事務所へ年金請求の手続きをし、あわせて、共済組合からの年金見込額を教えてくださいましたところ、年金事務所の職員は、何回もウインドウマシンを操作してくれたのですが、共済組合からの特別支給の老齢厚生年金の見込額は出ないということです。

通常、年金事務所では、国からの厚生年金は瞬時に見込額が出て、印字した用紙を渡してくれるというのに、共済組合が支給する厚生年金の年金見込額は、年金事務所ではわからないというのでは、とても不便ですし、共済組合に行かないとわからないとなると、ワンストップサービスの効果は半減だと思います。

共済組合が決定・支給する年金見込額を知りたい場合はどうすればいいのですか？

(2) 共済組合の場合、【年金額試算依頼書】を提出する

実は、この相談者の場合、年金事務所の担当者が、相談者の加入していた共済組合に電話をして、「年金見込額を知りたい場合、どういう手続きをすればいいか」を聞いてくれたとのこと。その結果、相談者の自宅に、共済組合から、【年金額試算依頼書】(【資料3】)が郵送されてきたとのこと。

資料3 「年金額試算依頼書」

(別紙様式3-1)

老齢厚生年金
 退職共済年金 (経過的職域加算)
 退職等年金給付

年金額試算依頼書

下記の通り、年金額の試算を依頼します。 職員共済組合 理事長 様		フリガナ					
		依頼者氏名				(印)	
平成 年 月 日		性別	男・女	生年月日	昭和 年 月 日 平成		
所属組合名	職員共済組合						
所属所名 (市町村役場・事業所名)				退職(予定)年月日	昭和 年 月 日 平成		
組合員証記号番号	※わからない場合は記入不要です。						
フリガナ							
住所	〒 都道府県 市・区郡						
電話番号	() -		携帯電話番号	() -			
備考欄	※その他質問事項等ありましたらご記入ください。						

※この年金額試算依頼書にて算出する年金額は、将来の年金額を約束するものではなく、現時点の法律に基づくあなたの年金額の目安を示したものです。
 ※実際の決定年金額との異なる場合がありますので御了承願います。
 ※退職等年金給付の試算については、試算時点の給付算定基礎額に基づく内容となるため、将来の給付額とは大きく異なる可能性があります。
 ※加給年金額の加算、基礎年金の繰上げ請求等を含めた年金額の試算は行わず、基本的な事項で試算します。詳しくは、所属組合へ御相談ください。

受付組合受付印

所属組合受付印

【資料3】「年金額試算依頼書」をみると、基礎年金番号を記入する欄はありません。また、下の※印をみると、「基礎年金の繰上げ請求等を含めた年金額の試算は行わず」との文言があります。

記入自体はむずかしくありません。

手続きは【年金額試算依頼書】に必要な事項を記入し、共済組合に郵送すればいいということですが、相談者はなるべく早く知りたいということで、共済組合に直接持参しました。

しかし、年金事務所では、厚生年金に加入していた期間(1号厚年期間)の年金見込額は瞬時にらせるのに、共済組合の場合、共済組合に加入していた期間(3号厚年期間)の年金見込額は時間を要するというので、郵送で自宅に送ってくれるということでした。

この事例の場合は、12月7日に提出して、共済組合から年金見込額を記載した書類が郵送された、その書類の日付は、12月28日だったということです。おおむね3週間程度かかっているということになります。

(3) 共済組合の場合、見込額が記載してあるのみ

共済組合から届いた『老齢厚生年金概算書』『退職共済年金概算書』（旧3階部分、旧職域年金相当部分のこと）を拝見させてもらうと、年金支給開始年齢からの見込額が記載してあるのみで、平均標準報酬額 や平均給与月額が記載してあるわけではなく、加入期間中の「みなし標準報酬月額」や「みなし標準賞与額」も記載してあるということはありませんでした。

ただ、これらの情報については、相談者（申請者）が知りたいという旨を、【年金額試算依頼書】に記入してなかったからであって、「備考欄」にその旨が明記してあれば記載されていたかもしれません。

(4) 共済組合の提供する年金情報の質と量

年金事務所では、相対で相談に対応し、その場で年金見込額を打ち出してくれます。加入期間中の標準報酬月額も印字してくれます。求めれば、本来水準と従前額保障の年金額も資料提供してくれます。

しかし、ある共済組合では、その場で、年金見込額すら出ないというのは、高齢社会にふさわしい年金情報の提供のあり方といえるのでしょうか？ 加入期間中の「みなし標準報酬月額」や「みなし標準賞与額」についても、「求められれば、年金見込額の用紙に記載します」の一言（注意書き）ぐらいあっておかしくないと思いますが、いかがなものでしょうか？

(5) ワンストップサービスの真価が問われる

いずれにしましても、年金事務所でも、共済組合が決定・支給する年金額についても、その見込額がわかるように早期に実施・実現してもらいたいと筆者は考えています。また、被用者年金一元化の制度設計においては、そのようにグランドデザインが描かれていたと認識しています。

複数の実施機関に加入期間のある年金受給予定者からすると、在職年金の支給停止の試算をするにも、1号厚年期間に基づく厚生年金（一般厚年）と3号厚年期間に基づく厚生年金（地方公務員の厚生年金）の見込額がわからなければ、試算そのものにも困りますし、遺族年金の試算をするのも困難です。

関係実施機関の早期の調整を強く期待したいと願っています。

警察共済組合の年金証書の記号番号の読み方がわからない ～警察共済組合の年金証書の見方～

(1) 警察共済組合の年金証書の読み取り方

▶ 手続き相談事例 ③

警察共済組合の年金受給者が、年金証書を持って、年金相談に見えられました。「警察共済組合から退職共済年金を受給している夫が、体調を崩しており、もし死亡した場合、遺族年金はどうなるのか、また、一元化になったというが、どこで手続きをするのか」と聞かれ、それについては答えられました。

しかし、警察共済組合の退職共済年金証書をはじめて見ましたが、記載されている警察共済組合の年金証書の記号番号についての、読み取り方がわかりませんでした。読み取り方を教えてください。相談者の年金証書は「12-」ではじまる記号番号でした。

(2) 警察共済組合の年金証書

それでは、まずなによりも、警察共済組合の年金証書をみてみましょう。【資料4】です。実際のものをもとにイメージ図にしたものです。一部変更してあります。

◎資料4 「警察共済組合の年金証書のイメージ図」

年金証書記号番号	第〇〇-□□□□□□□□	……	①				
年金種別	◇◇共済年金	……	②				
年 金 証 書							
	受給権者	〇〇 〇〇	……	③			
受給権発生年月	年 月	……	⑤	年 月 日生	……	④	
年 金 額	円			組合員期間	月	……	⑥
地方公務員等共済組合法により、上記年金を支給します。							
年 月 日							
警察共済組合理事長 							

- ① 年金証書記号番号 ……受給権者の警察共済組合の年金証書記号番号です。年金の種類により記号番号は区別されます。記号番号は〇〇の2桁、年金番号は□□□□□□□の7桁の数字です。問い合わせの際には、この年金証書記号番号が必要です。
- ② 年金の種類 ……受給権者が受けられる年金の種類で、退職共済年金、障がい共済年金、遺族共済年金のいずれかです。
- ③ 受給権者氏名 ……受給権者の名前です。
- ④ 生年月日 ……受給権者の生年月日です。
- ⑤ 受給権発生年月 ……受給権者が年金を受ける権利が発生した年月です。原則としてこの月の翌月分から、年金が支払われます。
- ⑥ 組合員期間 ……年金額の計算の基礎となる月数で、原則、公務員として勤めた期間です。なお、退職共済年金で在職中に年齢到達により受給権が発生した場合の組合員期間は、その誕生月の前月までの期間となります。また、障がい共済年金の場合の組合員期間は、障がい認定日までの期間となります。

ここでは、[年金証書]の左上にある、①【年金証書記号番号】について、手元にある警察共済組合の資料から説明していきます。

記号番号一年金番号	共済年金の種類
11-*****	65歳未満の者に支給される特例による退職共済年金
12-*****	65歳から退職共済年金（66歳以降に繰り下げて支給される退職共済年金を含む）
13-*****	60歳前から繰り上げて支給される特例による退職共済年金
14-*****	60歳前から繰り上げて支給されていた特例による退職共済年金の受給者に支給される65歳から退職共済年金
15-*****	公務による傷病が原因で、障がいの状態にあるときに支給される障がい共済年金
16-*****	公務によらない傷病が原因で、障がいの状態にあるときに支給される障がい共済年金
17-*****	公務による傷病が原因で、死亡した者の遺族に支給される遺族共済年金
18-*****	公務によらない傷病が原因で、死亡した者の遺族に支給される遺族共済年金

(注) 警察共済組合では、「特別支給の退職共済年金」を「特例による退職共済年金」と表記しています。詳しくは長沼明著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（日本法令）の33頁をご参照ください。なお、筆者は「障害」を「障がい」と表記しています。

1度目にしておく、実際に相談者が持参されたときも、そんなに驚かないですむと思いますので、参考にしてください。